

第1回「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた有識者会議

事項書

令和8年3月30日（月） 15時～17時

三重県庁3階 プレゼンテーションルーム

1. 知事挨拶
2. 座長選任
3. 事項1 条例の必要性
(以降は非公開)
4. 事項2 南海トラフ地震による三重県の被害の様相
5. 事項3 南海トラフ地震特有の課題について

※会議終了後（17時15分～）、報道機関へのブリーフィングを実施。

「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた有識者会議

有識者会議委員

敬称略、五十音順。

氏名	所属・役職	専門分野
石井 美恵子	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 教授	危機管理医学・災害医療 (避難所対策・関連死対策)
一路 悠	防災士（みえ防災市民会議推薦）	地域における自助・共助、教育分野
奥村 与志弘	関西大学 社会安全学部 教授	総合防災・減災論 (津波対策等を中心とした防災対策全般)
片岡 福生	公益社団法人三重県障害者団体連合会 会長	要配慮者（障がい者）支援
川口 淳	三重大学大学院 工学研究科 教授	地域防災 (三重県内の地域事情をふまえた防災対策全般)
西岡 慶子	株式会社光機械製作所 代表取締役社長	民間事業者が取り組む防災・減災対策
湯井 恵美子	一般社団法人福祉防災コミュニティ協会 理事	福祉防災
日置 和宏	伊勢市 危機管理部長（三重県市長会推薦）	県内市代表
廣井 悠	東京大学 先端科学技術研究センター 教授	都市防災・市街地火災 (火災対策・都市防災を中心とした防災対策全般)
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授	建築耐震工学 (国や近隣県の動きをふまえた防災対策全般)
堀 勝之	紀宝町 防災対策課長（三重県町村会推薦）	県内町代表
松川 杏寧	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授	災害社会学（要配慮者対策）
山本 尚範	名古屋大学大学院 医学系研究科 講師	救急・集中治療医学

「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」の制定に向けた有識者会議

1. 目的

南海トラフ地震特有の課題、課題への効果的な対策にはどういったものがあるか、各分野の専門的な知見を生かしてご意見をいただく。

2. スケジュール

R8年			R9年				
3月	4-6月	夏	秋	冬			
3/30 第1回		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
	・先進地調査			・アンケート	・骨子案	・中間案	・最終案

3. 会議の内容

※ 必要に応じて追加開催する

第1回	・南海トラフ地震による三重県の被害の様相 (先進地ヒアリング調査の実施)	・南海トラフ地震特有の課題①
第2回	・先進地調査報告	・南海トラフ地震特有の課題②
第3回	・新たな被害想定報告	・南海トラフ地震特有の課題③
第4回	・南海トラフ地震特有の課題④（まとめ） (有識者へのアンケート実施)	・特有の課題への対策①
第5回	・アンケートの結果報告	・特有の課題への対策② ・基本的な考え方（骨子案）
第6回	・特有の課題への対策③（まとめ）	・中間案
第7回	・最終案	

現行 三重県防災対策推進条例（令和2年3月24日）

自然災害全般への防災対策を、県民の責務（自助）、自主防災組織や事業者の責務（共助）、県の責務及び市町の役割（公助）それぞれについて、**網羅的に記載**。

第二章 災害予防対策

- 第一節 県民の責務：防災知識の習得(§ 13)、建築物の耐震化(§ 14)、備蓄や家具の転倒防止(§ 15) 等
- 第二節 自主防災組織の責務：訓練などによる啓発(§ 21)、避難場所や経路の確認(§ 22)、備蓄(§ 23) 等
- 第三節 事業者の責務：事業所の安全確保・BCP策定(§ 26)、従業員への教育(§ 27)、ライフライン確保(§ 29) 等
- 第四節 県の責務及び市町の役割：啓発(§ 31)、職員の人材育成(§ 32)・訓練(§ 33)、体制の整備(§ 34)、備蓄(§ 36)、津波被害等の対策(§ 42)、土木施設(§ 43)、消防団の強化(§ 50)、孤立地区対策(§ 51)、医療救護体制(§ 52)、自主防災組織への支援(§ 53)、事業者との協定(§ 56)、広域的な連携強化(§ 57) 等

第三章 災害応急対策

- 第一節 県民の責務：避難(§ 61)、火災予防(§ 62)、車の使用制限(§ 63) 等
- 第二節 自主防災組織の責務：避難支援・救出・避難所運営などの応急対策(§ 65)、情報の伝達(§ 66)
- 第三節 事業者の責務：事業所内の安全確保・地域への協力(§ 67)、帰宅困難者の発生防止(§ 69) 等
- 第四節 県の責務及び市町の役割：応急体制(§ 70)、情報連絡体制(§ 71)、避難所対応(§ 73)、ボランティアの支援(§ 78)、受援体制(§ 79) 等

項目	令和7年3月公表(内閣府)	平成25年3月公表(内閣府)
死者数	約2.9万人	約4.3万人
全壊焼失棟数	約25.3万棟	約23.9万棟
避難者数	約80.9万人	約69万人
孤立集落	252集落	258集落

過去10年の対策で、
南海トラフ地震の想定被害は
それほど減少していない

甚大な被害を減らすためには、発災直後の津波襲来、多数の建物被害・倒壊、大規模火災の発生、多数の孤立集落の発生など、**南海トラフ地震特有の課題について、県民、事業者、行政が徹底した事前防災対策を講じる必要**がある。

三重県防災対策推進条例

一般的な防災対策

(目的)

第一条 この条例は、**防災対策に関し、基本理念を定め**、県民、自主防災組織、事業者及び県の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、相互の緊密な連携の下、災害が発生した場合における**被害の軽減を図るための施策についての基本的な事項を定める**ことにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって**災害に強い地域社会の実現**に寄与することを目的とする。

〔 三重県防災対策推進条例の基本理念にのっとり、
南海トラフ地震による甚大な被害を軽減する 〕

三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）

南海トラフ地震に
特化した対策

- ・ **南海トラフ地震に特有の課題と課題の解決に向けてとるべき対策**を、県民・事業者・市町等にわかりやすく示す
- ・ **徹底した事前防災対策を推進**し、被害をできるだけ低減する

県の取組

「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」を策定(令和6年11月)

- 能登半島地震発災直後から「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」等に基づき、県市町職員等延べ約**18,000名**が被災地支援活動を実施
- 令和6年10月には支援活動で得た多くの気づき・課題を、**80**項目に整理し、「初動対応」「被災者支援」「復旧」の区分に分類
- 想定される4つの被害について、重点的に対策を実施

 津波
  火災
  家屋倒壊
  孤立地域

取組の進捗管理

- 新たに「三重県南海トラフ地震対策強化推進本部」を設置(令和7年5月20日)
- 80**項目を**99**の取組として具体化し、**進捗管理と評価・検証を実施**

三重県南海トラフ地震被害想定

- 新たな三重県南海トラフ地震被害想定を作成(令和8年3月一部公表)

南海トラフ地震対策に特化した条例、計画の策定へ

● 能登半島地震を踏まえた取組

スターリンク

令和6年10月



災害即応出動車

令和7年3月



トイレカー

令和8年3月



より実践的な総合防災訓練



市町への支援の強化

令和7年当初予算額:330,588千円 / 令和8年度当初予算額 397,518千円

● 「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設(令和7年度)

- 能登半島地震等を踏まえ、避難所の環境改善や孤立地域対策に取り組む市町の計画を強力に支援

補助率
対象経費の
1/2

対象事業例

- 避難所の環境改善
プライバシー空間確保等の生活環境改善の取組、避難所での健康管理や多様な避難者への対応
- 孤立地域対策事業
通信手段の確保、備蓄、避難所・避難場所等の避難拠点に関する取組等



避難所用
間仕切りテント

人口あたりの数字で考えると、**東日本大震災（東北3県）の数倍以上、能登半島地震の石川県の数十倍。**

※ 南海トラフ地震の影響が及ぶ範囲の広さ

東日本大震災（岩手・宮城・福島）**569万人**、能登半島地震（石川・富山・新潟）**423万人**

南海トラフ地震（南海トラフ地震防災対策推進地域）**約6,000万人**

■死者数（人口あたり）

（三重県）

東日本大震災（東北3県）の4～7倍（569万人：2.2万人 ⇔ 177万人：2.9万～5.0万人）

能登半島地震（石川県）の27～44倍（110万人：0.07万人 ⇔ 177万人：2.9万～5.0万人）

■負傷者数（人口あたり）

（三重県）

東日本大震災（東北3県）の18～38倍（569万人：0.4万人 ⇔ 177万人：1.5万～5.4万人）

能登半島地震（石川県）の7.5～26倍（110万人：0.1万人 ⇔ 177万人：1.5万～5.4万人）

■全壊棟数（人口あたり）

（三重県）

東日本大震災（東北3県）の1.5～6倍（569万人：11.8万棟 ⇔ 177万人：5.5万～22万棟）

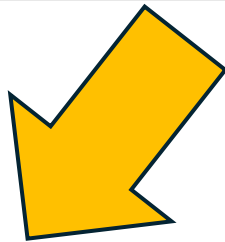
能登半島地震（石川県）の5～22倍（110万人：0.6万棟 ⇔ 177万人：5.5万～22万棟）

被害の様相をふまえた基本的な考え方

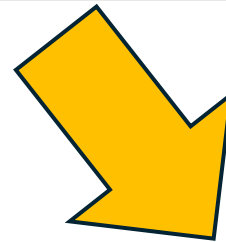
太平洋側の広範囲で甚大な被害が発生
三重県でも甚大な被害



救助・救援や復旧に取り組むにあたって、
物的にも人的にも圧倒的にリソースが不足



行政だけでなく、事業者、
県民などあらゆる主体が総
力をあげて取り組む必要



被害を少しでも低減させる
ため、徹底した事前防災の
取組が必要

南海トラフ地震に「**特有の課題**」は他にないか、また、課題を解決するために**取り組む方向性**についてご意見をいただきたい。

三重県における南海トラフ地震特有の課題（事務局案）

①-1 激しい揺れ	⑤ 医療救護体制の混乱
①-2 発災直後の津波襲来	⑥ 多数の帰宅困難者、避難者の発生
①-3 多数の建物被害・倒壊	⑦ 避難生活の長期化、災害関連死の発生
①-4 大規模火災の発生	⑧ 膨大な災害廃棄物の発生
② 災害対応リソース（人的・物的）の圧倒的な不足	⑨ 土地利用の事前調整
③ 発災後72時間の対応	⑩ 復旧・復興の長期化
④ 多数の孤立集落の発生	⑪ 石油コンビナート災害

（参考）南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月1日）

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

1 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化	8 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）
2 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応	9 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成
3 巨大な津波に伴う被害への対応	10 訓練等を通じた実効性のある対策の推進
4 超広域かつ多分野にわたる被害への対応	11 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進
5 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援	12 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化
6 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応	13 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握
7 時間差をおいて発生する地震への対策等の推進	